

### 3. 実施事業の拡大

栗原市宿泊事業者等支援事業の実施期間及び対象件数が拡大されました。\*各キャンペーンの詳細は市ウェブサイト等をご覧ください。



商工観光部田園観光課  
☎22-1151

支援制度名称	変更前	変更後
【第2弾】地元応援G○湯（ユー） くりはら温泉7割引キャンペーン	令和3年12月31日まで 対象件数：各10,000件	<b>令和4年2月28日まで</b> <b>対象件数：各13,000件</b>
【第2弾】地元応援ビジネスホテル 等3,000円 <sup>得</sup> キャンペーン		

### 4. 申請期限等の延長

『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の申請期限が延長されました。



市民生活部社会福祉課  
☎22-1340

支援制度名称	変更前	変更後
新型コロナウイルス感染症生活 困窮者自立支援金	令和3年8月31日まで	<b>令和3年11月30日まで</b>

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限が延長されました。



栗原市社会福祉協議会事務局  
☎23-8070  
(栗原市築館薬師三丁目6-2)

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金） 貸付制度【特例貸付】	令和2年3月25日から 令和3年8月31日まで	令和2年 3月25日から <b>令和3年11月30日まで</b>
生活福祉資金（総合支援資金） 貸付制度【特例貸付】		

『国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給』及び『後期高齢者医療制度の被保険者に対する傷病手当金の支給』の適用期間が延長されました。



市民生活部健康推進課  
☎22-0370

支援制度名称	変更前	変更後
国民健康保険被保険者に対する 傷病手当金の支給	令和2年1月 1日から 令和3年9月30日まで の間に労務に服すること ができない期間	令和2年 1月 1日から <b>令和3年12月31日まで</b> の間に労務に服すること ができない期間
後期高齢者医療制度の被保険者 に対する傷病手当金の支給		

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ホームページ URL <https://www.kuriharacity.jp/>